

章・頁	ご意見等	回答
<p>第5章 P37</p>	<p>P37 3-4自然災害や感染症の対策支援 長野県ふくしチーム(町内関係者にも派遣された方がいる)等の被災地支援の経験を踏まえながら、平常時から防災担当課との連携を深め、町の「受援力」を高めてほしい。平常時から非日常を伝えておくこと、支援側もその伝え方を一緒に学んでおくことが大切。 地域防災計画中に福祉避難所や在宅避難の災害時要援護者を支援できる支援チームを受け入れる旨、記載がなければ、本計画で受け入れについてふれておくことも大切だと思う。(地域防災計画を読めておらず、すみません)</p>	<p>池田町地域防災計画(池田町防災会議 一部修正:令和5年10月)には、例えば風水害対策編/第2章 災害応急対策計画/PI46-第35節 ボランティアの受け入れ体制 等の項目があり、震災対応編でも同様です。ボランティア等の受け入れについて、災害種別ごとに計画されています。 行政機関は必要に応じて速やかにボランティア等の受け入れを行います。併せて、地域住民はこれに備えておけるよう、自主防災会と連携しながら意識醸成を目指します。</p>
<p>第4章 P28</p>	<p>P28 5 成年後見制度への助成制度を拡充し、活用促進をはかる 町の成年後見制度利用支援事業実施要綱が定められた当初、報酬助成金の対象は町長申立てに限っていなかったが、現在は町長申立てに限られてしまっている。後見制度が財産の有無に関係なく第三者の後見人が選任されやすく、利用ができるよう、計画期間の早期に要綱を見直してほしい。</p>	<p>ご意見と同様の事業内容が記載されています。計画の通り取り組んでいきます。</p>
<p>第2章 第3章 第4章 第6章</p>	<p>PI4 基本施策4 多世代相談センター、地域包括支援センターの機能強化 PI9 施策2 自殺の心配を相談できる環境づくり P26 施策2-2 一次相談窓口担当者への研修実施・受講 P42 施策1-1 自己決定の尊重と意思決定の支援 相談支援の体制を整備するにあたり、相談員の質の向上は大切である。 相談員の多くがそれぞれの資格をもつ、専門職として、技術や知識によって相談対応されているが、専門職にとって、知識や技術の基盤となる、専門職としての倫理と価値観は大切である(持っているもの)。 職種によって多少の違いがあるので職能団体との連携のもと、各専門職が自身の倫理と価値観を振り返る機会を絶えず、持って欲しい。</p>	<p>現場の実態を把握したり、自身の実践の振り返りをする必要と考えます。 ご意見を参考に、研修等に含んでいきます。計画どおり取り組んでいきます。</p>

<p>第6章 P42</p>	<p>P42 施策1-1 自己決定の尊重と意思決定の支援 1 自己決定が困難な者でも、自己決定の権利を履行できる 事業は成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業等も該当してくるのではないかと。</p>	<p>第6章 池田町障害者計画では、障がいのある方を対象としています。 また、P42 施策1-1（自己決定の尊重と意思決定の支援）事業1では、その中でも、後見類型相当の方を対象にした事業と位置づけています。 一方、P42 施策1-1、事業3は、後見類型だけでなく、保佐・補助類型相当の方を含む、意思決定支援が必要なすべての障がいのある方を対象としています。 そのため施策1-1-3では、必要に応じて日常生活自立支援事業も含み、本人を交えた支援チームにて、必要と思われる事業・関係者との連携を図っていきます。</p>
<p>第1章</p>	<p>P5 図5 重層的支援体制整備事業について 町としてこの「事業」に取り組むのか否か、読み取れなかった。</p>	<p>P4では、町の福祉が目指す姿である、地域共生社会の実現について記載しており、その手段の一つである重層的支援体制整備事業の目指す体制や考え方に共感し、これを目指す姿の一つとして取り組んでいくという内容です。</p>
<p>第6章 P47</p>	<p>P47 施設からの地域移行者数 一般就労への移行者数 ほか 地域生活するために住まいを確保したり、サービス利用、就職する際に保証人や緊急連絡先が必要となるが、障がい者に限らず、高齢者もその保証人や緊急連絡先が確保できない方が増えている。町としても何らかの取り組みが必要と思われる。 長野県、松本市（来年度から）等では住まいの確保支援の1つとして、公営住宅入居時の保証人が不要となっているので、町としても県等に準じていただきたい。</p>	<p>町営住宅等に関する条例第10条（住宅入居の手続き）第3項では「町長は、特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」とされており、各個別の事情に応じた対応しています。</p>
<p>第6章 P47</p>	<p>ハウジングファースト（住まいは人権であり、最優先で提供されるべきもの）の考え方のもと、関係機関（公営住宅担当、居住支援法人、不動産屋、大家さん、福祉系居住支援＝GH、入居系施設事業所等）と連携しながら支援されることを希望。</p>	<p>引き続き各種関係機関（公営住宅担当係、不動産業者、大家さん、福祉系居住支援事務所、社会福祉協議会、移住定住担当係等）と連携し支援していきます。</p>
<p>全体</p>	<p>本計画で、地域包括ケアの基盤となる住まいについての記載が見受けられなかったため、町の考えを明らかにしていただきたい。</p>	<p>ご意見にある通り、住まいの確保は住み慣れた地域で暮らし続けることを目指す「地域包括ケア」において非常に重要なものです。さらに、ただ住まいがあるだけでは不十分で、その人らしく暮らしていけるための体制作りが重要と考えます。 住まいの課題に対して現在、個別のケース対応として、多様な機関と連携を図ることで課題解決に向けた支援をしており、個別ケースの積み重ねから、地域の課題と思われる事案については、北アルプス広域連合や自立支援協議会など関連機関へ意見を上げています。</p>

全体	<p>視覚的支援を意識して取り組んでいただきたい。 発達障害等を対象に視覚支援のツール(おめめどう、PECS 等)が日常生活用具の給付対象となっているか。 子ども子育て支援計画でふれられているかは確認していないが、視覚的支援は児童だけでなく、高齢者を含めた者にも有効だと思う。</p>	<p>給付対象とはなっていませんが、子どもやその保護者を支援する作業療法士や臨床心理士による具体的な助言に含む場合があり、今後も継続していきます。 また、障がいのある方や高齢者等に対しても、視覚的支援が有効な場合には個別支援に取り入れています。</p>
全体	<p>※ 本フォントはUD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体を使用しています。 以前、信濃毎日新聞で松本市が職員提案でUDフォントを使用するようになったとの記事を目にしてから、使用しています。 町でもご検討を。</p>	<p>本計画より、対応できる範囲でご意見を反映させていただきます。</p>